

安堵町放課後児童健全育成事業運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、安堵町放課後児童健全育成事業運営業務（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を業者委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、事業者から豊富な経験に基づく企画提案を受け、放課後児童健全育成事業を提供できる優れた事業者を選定することを目的とする。

2. 委託事業名

（1）委託業務名

安堵町放課後児童健全育成事業運営業務委託

（2）委託業務内容

別紙「安堵町放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書」参照

（3）委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで（3年間）

（4）提案限度額

委託期間総額は、69,300,000円（第二種社会福祉事業のため非課税）とし、各年度の限度額は、次のとおりとする。限度額を超えている場合は無効とする。

令和9年度 22,200,000円

令和10年度 23,100,000円

令和11年度 24,000,000円

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たすものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- （2）破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと
- （4）賠償責任保険に加入している者であること
- （5）租税を完納していること
- （6）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日厚生労働省令第63号）、放課後児童クラブ運営指針（令和7年1月22日こ成環第16号）に基づく放課後児童健全育成事業が遂行できること
- （7）放課後児童健全育成事業において十分な能力を有し、過去5年以内に同業務の履行実績があること
- （8）過去2年間に行政処分を受けていないこと

- (9) 安堵町暴力団排除条例(平成23年安堵町条例第16号)、奈良県暴力団排除条例(平成23年奈良県条例第35号)及び関係法令に抵触しないものであること。
- (10) 提案限度内において、「安堵町放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書」に基づく業務履行が可能であること

4. 手続等

(1) 事務担当部局

安堵町子ども家庭推進室(安堵町福祉保健センター内)

住所:〒639-1061 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵853番地

電話:0743-57-1591 FAX:0743-57-1592

e-mail:kodomokatei@town.ando.lg.jp

担当:小山 藤岡

(2) スケジュール

令和8年10月26日(月)	公告(ホームページ公開)
令和8年10月30日(金)午後5時必着	質問書提出期限
令和8年11月9日(月)	質問回答
令和8年11月16日(月)午後5時必着	参加確認書提出期限
令和8年11月16日(月)～ 令和8年11月26日(木)午後5時必着	企画提案書の提出期限
令和8年12月15日(火)午後	プレゼンテーション 審査会
令和8年12月下旬	結果発表(公表、通知)
令和8年12月下旬	契約

(3) 本プロポーザル関係書類一式(安堵町ホームページからダウンロードしてください。)

- ①公募型プロポーザル実施要領
- ②企画提案書等作成要領
- ③仕様書
- ④施設平面図
- ⑤各様式

(4) 質問書の提出

- ①提出先 安堵町子ども家庭推進室
- ②受付期間 令和8年10月30日(金)午後5時必着
- ③提出方法 質問書(様式第1号)に記入のうえ、電子メールにて提出してください。
電子メールの件名は「放課後児童健全育成事業委託にかかる質問書」としてください。

- ④質問内容 実施要領、企画提案書等作成要領及び仕様書に係る質問に限り、評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。
- ⑤回答方法 令和8年11月9日（月）までに、全員に電子メールで行います。
※質問内容によっては、回答期間を延長する可能性があります。

（５）プロポーザル参加確認書の提出

本プロポーザルへの参加意志を確認するために、期限までにプロポーザル参加確認書（様式第2号）を提出してください。

- ①提出先 安堵町子ども家庭推進室
- ②提出書類 プロポーザル参加確認書（様式第2号） 1部
- ③提出期限 令和8年11月16日（月）午後5時必着
- ④提出方法 受付期限までの平日、午前9時から午後5時までの間に提出先に持参、もしくは郵送で提出してください。（郵送の場合は、必ず書留郵便とし、令和8年11月16日（月）必着とします。）
- ⑤その他 プロポーザル参加確認書を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。

（６）企画提案書の提出

プロポーザル参加確認書により参加意志を表明した者は、受付期間内に企画提案書等を提出してください。

- ①提出先 安堵町子ども家庭推進室
- ②提出書類 「安堵町放課後児童健全育成事業運営業務委託企画提案書作成要領」のとおり
- ③受付期間 令和8年11月16日（月）～
令和8年11月26日（木）（土日、祝日を除く）
- ④提出方法 午前9時から午後5時までの間に提出先に持参してください。
持参していただいた際に、プレゼンテーション審査の順番をくじで決定します。

（７）プレゼンテーション審査

プレゼンテーションにより、企画提案内容を説明していただきます。プレゼンテーションの時間は1業者につき30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を予定しています。

- ①日時・場所 令和8年12月15日（火）午後 安堵町役場3階
- ②参加者数 プレゼンテーションへの参加は1業者につき3名までとします。
- ③資料について プレゼンテーションに使用する資料は、提出された企画提案書のみとします。（本町が必要として提出を求めた場合を除きます。）

5. 審査及び選定

- （１）企画提案書等の審査及び優秀者の選定を行うため、安堵町放課後児童健全育成事業

委託にかかるプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

- (2) 応募者が多数ある場合は、「6. 審査事項」の項目に基づき、応募書類の書類審査を行います。なお、選考された者のみ、プレゼンテーション審査の案内をメールにて通知します。
- (3) 審査委員会が審査を行います。提案者が1社であっても、審査は実施します。審査点数により最優秀者及び優秀者各1社を特定します。なお、審査点数が同点の場合は、審査委員の投票により順位を決定します。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 選定結果は、参加者全員に「選定結果通知書」にて通知します。
- (6) 選定結果に関する問い合わせは受け付けしません。
- (7) 委託候補者の名称を安堵町ホームページに公表します。

6. 審査事項

- (1) 運営の基本方針、これまでの業務実績
- (2) 運営体制、人員の配置体制等
- (3) 児童の健全育成に関する事業内容
- (4) 安全対策・危機管理
- (5) 保護者・地域・学校・事務担当部局との連携
- (6) 事業開始までの計画
- (7) 委託経費

7. 契約

- (1) 審査委員会が特定した最優秀者を契約の相手方とし、委託契約の内容及び契約金額について協議の上、随意契約を行います。なお、契約内容は「安堵町放課後児童健全育成事業運営業務委託仕様書」の記載事項及び本プロポーザルでの提案事項を満たすものとし、契約金額は、本書記載の提案限度額を上限とします。
- (2) 辞退等により、最優秀者と契約ができない場合は、優秀者を契約の相手方とします。優秀者を契約ができない場合は、審査委員会にて協議するものとします。

7. その他

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、その一切を要請に応じた者の負担とします。また、企画提案書等は返却しません。
- (2) 参加者は1つの提案しかできないものとし、提出後の企画提案書等の変更、差し替え又は再提出は認めません。
- (3) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属します。ただし、安堵町が選定結果の公表等に必要な場合には、企画提案書等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
- (4) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- (5) 安堵町が追加資料等の提出を求めた場合には、迅速に応じることとします。